函館市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (6年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B／A	(参考) 4年度の人件費率
5年度	人	千円	千円	千円	%	%
	240,218	146,118,777	2,750,117	16,569,789	11.4	11.7

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給与費 給 料	給与費 職員手当	給与費 期末・勤勉手当	給与費 計 B	一人当たり給与費 B／A	(参考)中核市平均 一人当たり給与費
5年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	1,915	7,158,621	1,451,840	2,866,003	11,476,464	5,993	6,359

(注)1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数については令和5年4月1日現在の人数です。また，任期付短時間勤務職員，暫定再任用職員(短時間勤務)，定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。
3 給与費については，任期付短時間勤務職員，暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが，会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況

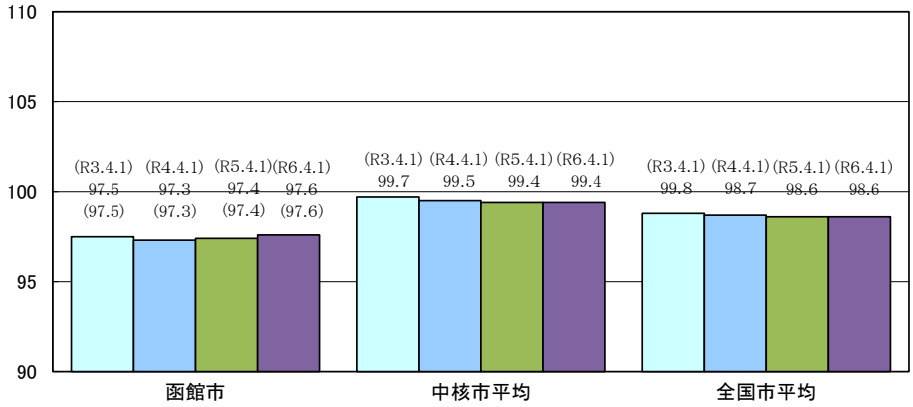

(注)1 ラスパイレス指数とは，全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため，国の職員数(構成)を用いて，学歴や経験年数の差による影響を補正し，国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
2 ()書きの数値は，地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは，地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため，地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数です。
(補正前のラスパイレス指数×(1＋当該団体の地域手当支給割合)／(1＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
3 類似団体平均とは，人口規模，産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては，60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について，本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては，俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

〔実施〕 未実施〕

実施内容(平均引下げ率，実施(実施予定)時期，経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には，その理由))

(給料表の改訂実施時期)平成27年4月1日
(内容)行政職給料表について，国の見直し内容を踏まえ，給料表の水準の平均1.9%の引下げ
平成27年度，平成28年度で改定額の1／2相当を段階的に引下げる経過措置を実施

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)国基準と同様の支給割合
(実施時期)平成27年4月1日
(参考)

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合 4月1日時点	平成27年度の支給割合 適用改定後	平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合	令和元年度の支給割合	令和2年度の支給割合	令和3年度の支給割合	令和4年度の支給割合	令和5年度の支給割合	令和6年度の支給割合
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
函館市の支給割合	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

単身赴任手当について，国と同様の見直し。(平成27年4月1日実施)
持ち家にかかる住居手当経過措置は平成27年度で終了。(※平成27年度の経過措置額は2,000円)

2 職員の平均給与月額，初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢，平均給料月額及び平均給与月額の状況（6年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額（国比較ベース）
函館市	43.4 歳	317,392 円	373,575 円
			348,739 円
北海道	42.5 歳	318,800 円	386,694 円
国	42.1 歳	323,823 円	405,378 円
中核市	42.3 歳	322,065 円	406,828 円

（注）1「平均給料月額」とは，令和6年4月1日現在における基本給の平均です。
2「平均給与月額（国比較ベース）」の上段は，給料月額に毎月支払われる扶養手当，地域手当，住居手当，時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり，地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また，下段は，比較のため，国家公務員と同じベース（＝ 時間外勤務手当などを除いたもの）で算出しています。

② 技能労務職

区 分	公務員				民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額（A）	平均給与月額（国比較ベース）	対応する民間の類似団体	平均年齢	平均給与月額（B）	A／B
函館市	歳 58.0	人 81	円 292,116	305,794 円 305,515 円	－	－	－	－
うち清掃職員	歳 60.3	人 13	円 271,662	288,693 円 282,535 円	廃棄物処理業従業員	歳 47.7	円 314,900	0.86
うち用務員	歳 57.5	人 55	円 297,875	310,839 円 312,903 円	用務員	歳 49.1	円 244,800	1.22
うち給食調理員	歳 56.8	人 11	円 301,300	311,109 円 312,020 円	調理士	歳 50.0	円 222,400	1.35
うち自動車運転手	歳 63.4	人 2	円 ※	※ 円 ※ 円	自家用乗用自動車運転手	歳 59.2	円 207,500	－
うちその他	歳 －	人 －	円 －	－ 円 － 円	－	－	－	－
北海道	歳 57.1	人 106	円 319,700	348,495 円 335,594 円	－	－	－	－
国	歳 51.2	人 1,829	円 288,144	円 330,553	－	－	－	－
中核市	歳 50.9	人 183	円 319,664	376,837 円 350,144 円	－	－	－	－

（注） ※は該当職員が3人以下であるため，記載していません。

区 分	参考 年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C／D
函館市	4,862,028円	－	－
うち清掃職員	4,413,916円	4,376,300円	1.0
うち用務員	4,964,168円	3,297,300円	1.5
うち給食調理員	5,122,308円	2,832,400円	1.8
うち自動車運転手	※	－	－
うちその他	－	－	－

（注）1 年収ベースのデータは,それぞれ平均給与月額を12倍したものに,前年度に支給された期末・勤勉手当の額を加えた試算値です。
2 ※は該当職員が3人以下であるため，記載していません。

③ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
函館市	歳 48.3	円 375,454	円 420,579
北海道	歳 46.7	円 381,100	円 432,952
中核市	歳 46.4	円 381,406	円 446,739

(2) 職員の初任給の状況（6年4月1日現在）

区 分		函館市	北海道	国
一般行政職	大学卒	196,200 円	196,200 円	196,200 円
	高校卒	166,600 円	166,600 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	164,000 円	166,600 円	－

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（6年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	268,381 円	345,571 円	370,100 円	387,353 円
	高校卒	235,075 円	※1 326,067 円	349,425 円	374,129 円
技能労務職	高校卒	※2 － 円	※2 － 円	※2 － 円	※1 318,829 円
	中学卒	※2 － 円	※2 － 円	※2 － 円	※2 － 円
教育職	大学卒	※1 326,179 円	※1 403,962 円	※1 426,400 円	※1 432,224 円
	高校卒	※2 － 円	※2 － 円	※2 － 円	※2 － 円

（注）1 ※1は該当職員が3人以下であるため，近似階層職員の金額を記載しています。
2 ※2は該当職員および近似階層職員が3人以下であるため，金額を記載していません。

3　一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（6年4月1日現在）

区　分	標準的な職務内容	職　員　数	構　成　比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8　級	部長	25　人	2.0　%	410,300 円	470,000 円
7　級	部次長	24　人	1.9　%	365,500 円	446,200 円
6　級	課長	133　人	10.3　%	323,100 円	411,300 円
5　級	課長補佐	0　人	0.0　%	295,400 円	394,000 円
4　級	係長，主査	384　人	29.9　%	271,600 円	382,000 円
3　級	主任	123　人	9.6　%	262,200 円	367,500 円
2　級	主任主事，主任技師	301　人	23.5　%	240,900 円	351,000 円
1　級	主事，技師	293　人	22.8　%	162,100 円	305,200 円

（注)1　函館市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
　　2　標準的な職務内容とは，それぞれの級に該当する代表的な職務です。

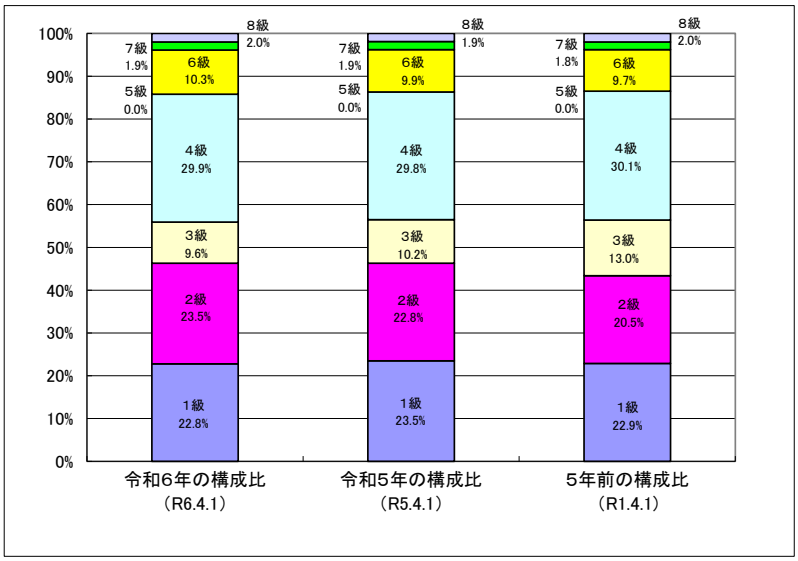

（注）平成27年度より，給与制度の総合的見直しに伴い，職制の整理，統合により級構成を改め，適用替えを実施しています。

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（6年4月1日現在）

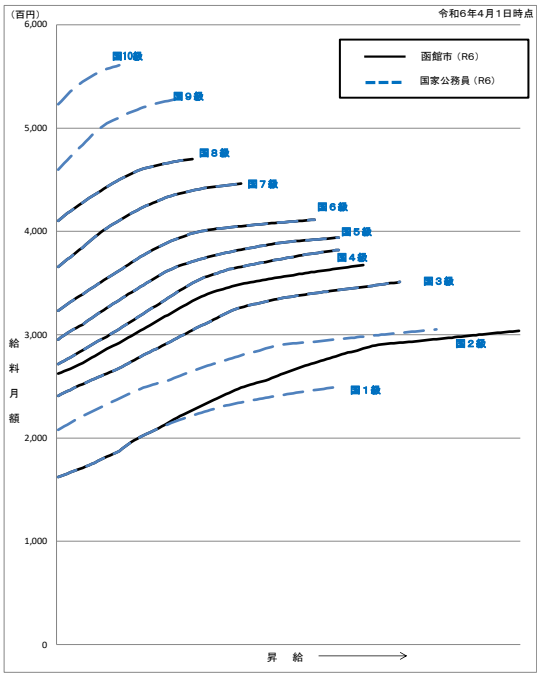

(3) 昇給への人事評価の活用状況(函館市)

令和6年4月2日から令和7年4月1日までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位，標準，下位の区分	○	○	○	○
	上位，標準の区分				
	標準，下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

函館市	北海道	国
1人当たり平均支給額(5年度) 1,490 千円	1人当たり平均支給額(5年度) 1,682 千円	―
(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階，職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階，職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階，職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注)( )内は，暫定再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への人事評価の活用状況(函館市 一般行政職)

令和4年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上下，標準，下位の成績率	○	○	○	○
	上位，標準の成績率				
	標準，下位の成績率				
	標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

(2) 退職手当(6年4月1日現在)

函館市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
(退職時特別昇給	なし)				
1人当たり平均支給額	13,794 千円	－ 千円			

(注)1 退職手当の1人当たり平均支給額は，令和5年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には，定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(3) 地域手当(6年4月1日現在)

支給実績(5年度決算)		1,686 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)		281 千円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
東京都	20 %	1 人	20 %
札幌市	3 %	4 人	3 %
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当（6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）	※ 6340 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	－ 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）	－ %
手当の種類（手当数）	1種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（5年度決算）	左記職員に対する支給単価
新型コロナウイルス感染症対策作業手当	右記業務に従事する職員	新型コロナウイルス感染症から市民の生命および健康を保護するために行われた措置に係る作業	95千円	ア 患者に接して行う作業 1日につき1,000円 イ 患者の身体に接触して行う作業に長時間にわたり従事した場合 1日につき1,500円 ウ 患者を収容する施設内で緊急に行われた措置に係る作業 1日につき3,000円 エ ウのうち，患者の身体に接触または長時間にわたり接して行う作業に従事した場合 1日につき4,000円

（注） 1 支給実績には，北海道の条例を準用している市立高校，幼稚園に勤務する教員の特殊勤務手当のみを記載しており，令和2年度に創設した新型コロナウイルス感染症対策作業手当は含みません。

2 手当の種類には，函館市の条例で規定している手当の数を記載しています。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	586,175 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	343 千円
支給実績（4年度決算）	548,612 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	319 千円

（注)1 時間外勤務手当には，休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を計算する際の職員数は，「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員，教育職員等，制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり，短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (1)子1人につき 10,000円 (2)子以外の扶養親族1人につき 6,500円 （部長級にあっては，1人につき3,500円） ※満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子は，5,000円加算。	同じ	―	190,874 千円	226,121 円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け，月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 家賃に応じた額（限度額28,000円）	異なる	(市)親族が所有する住宅に居住する職員および親族間での賃貸借契約により居住している職員には手当を支給しない。	149,117 千円	310,703 円
初任給調整手当	医師職給料表の適用を受ける職員のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職に採用された職員に対し，月額310,000円を限度として支給	異なる	(国)採用16年目から逓減し，35年間支給	4,876 千円	2,370,000 円
通勤手当	(1)通勤のため片道2km以上の距離を，交通機関を利用して，その運賃または料金を負担することを常例とする職員に対し，運賃等相当額を支給（限度額55,000円） (2)通勤のため片道2km以上の距離を，自動車等の交通用具を利用することを常例とする職員に対し，通勤距離に応じて支給 （限度額31,600円）	同じ	―	120,969 千円	92,335 円
単身赴任手当	人事異動に伴い転居し，やむを得ない事情により配偶者と別居し，単身で生活する職員に対し，30,000円＋交通距離に応じた加算額（限度額70,000円）を支給	同じ	―	1,656 千円	552,000 円
宿日直手当	宿直勤務または日直勤務を命ぜられた職員に支給 4,200 円	同じ	―	0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として，午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 ・支給額＝1時間あたりの給与額×(25/100)×勤務時間数	同じ	―	19,148 千円	53,109 円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に支給 (1)部長職 88,000 円 (2)部次長 74,000 円 (3)課長職 64,000 円 (4)課長補佐職 57,000 円	異なる	(国)職務の級及び組織と官職に応じた区分（一種～五種）により，定額支給	171,974 千円	820,047 円
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日に在職する職員に支給 (1)世帯主で扶養親族のある職員 25,100 円 (2)世帯主でその他の職員 14,300 円 (3)世帯主でない職員 9,600 円	同じ	―	144,077 千円	84,883 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が週休日，休日に勤務した場合に支給 (1)部長職 12,000 円 (2)部次長職 10,000 円 (3)課長職 8,500 円 (4)課長補佐職 7,000 円	異なる	（市）公職選挙法が適用される選挙の当日に行う事務に従事した場合に限る。 (国)管理職手当の区分に応じ，定額支給	537 千円	17,794 円

5 特別職の報酬等の状況（6年4月1日現在）

区分		給料月額等					
給料				（参考）中核市における最高／最低額			
	市長	1,050,000	円	1,180,000	円／	707,000	円
	副市長	830,000	円	960,000	円／	696,000	円
報酬	議長	630,000	円	823,000	円／	584,000	円
	副議長	560,000	円	747,000	円／	504,000	円
	議員	510,000	円	700,000	円／	475,000	円
期末手当	市長	（5年度支給割合）		（職務加算）			
	副市長	4.50	月分	20	%		
	議長	（5年度支給割合）		（職務加算）			
	副議長	4.50	月分	20	%		
	議員						
退職手当		（算定方式）		（1期の手当額）		（支給時期）	
	市長	給料月額×在職年数×550/100		22,321,530	円	任期毎	
	副市長	給料月額×在職年数×410/100		13,153,276	円	任期毎	

（注）1 退職手当の「1期の手当額」は，4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき，1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

2 退職手当は平成30年4月1日より当分の間，上記「算定方式」により算出した額から100分の3.37を乗じて得た額を減額します。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

部門	区分	職員数 令和6年	職員数 令和5年	対前年増減数	主な増減理由
一般行政部門	議会	15	16	▲ 1	
	総務	328	316	12	人口減少対策関係業務および防災関係業務の執行体制の見直し等による増
	税務	104	105	▲ 1	
	民生	330	321	9	子ども子育て支援関係業務および障がい福祉関係業務の執行体制強化による増
	衛生	196	202	▲ 6	新型コロナウイルス感染症関係業務減等による減
	労働	6	5	1	
	農水	46	45	1	
	商工	71	70	1	
	土木	180	181	▲ 1	
	小計	1,276	1,261	15	
特別行政部門	教育	246	252	▲ 6	校舎等環境整備業務の委託化に伴う減等による減
	消防	393	390	3	
	小計	639	642	▲ 3	
公営企業会計等部門	病院	1,102	1,080	22	救命救急センターの体制強化等による増
	水道	106	112	▲ 6	取扱件数の減等による減
	交通	82	82	0	
	下水道	55	55	0	
	その他	109	109	0	
	小計	1,454	1,438	16	
合計		3,369 [3,464]	3,341 [3,464]	28 [0]	

（注）1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 [ ]内は，条例定数の合計です。

3 職員数には一部事務組合等を含みません。

(2) 年齢別職員構成の状況（6年4月1日現在）

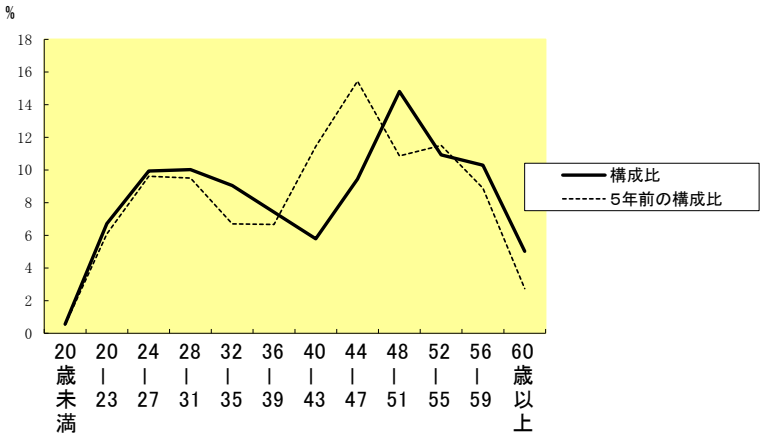

区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 19	人 226	人 335	人 338	人 305	人 250	人 195	人 318	人 499	人 368	人 347	人 169	人 3,369

(3) 職員数の推移

（各年4月1日現在）

年度／部門別	31年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	1,280	1,270	1,248	1,256	1,261	1,276	▲ 4　（▲0.3%）
教育	290	269	267	264	252	246	▲ 44　（▲15.2%）
消防	388	387	389	389	390	393	5　（1.3%）
普通会計計	1,958	1,926	1,904	1,909	1,903	1,915	▲ 43　（▲2.2%）
公営企業等会計計	1,326	1,389	1,422	1,441	1,438	1,454	128　（9.7%）
総合計	3,284	3,315	3,326	3,350	3,341	3,369	85　（2.6%）

（注）1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。
　　2 職員数には一部事務組合等を含みません。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	(参考) 4年度の総費用に占める職員給与費比率
5年度	千円	千円	千円	%	%
	4,287,725	204,511	742,963	17.3	16.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費99，713千円を含みません。

区 分	職員数 A	給与費 給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	一人当たり給与費 B／A	(参考)市町村(政令指定都市を除く)平均一人当たり給与費
5年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	112	448,191	57,053	178,311	683,555	6,103	6,119

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数については，令和6年3月31日現在の人数です。
3 職員数及び給与費については，任期付短時間勤務職員，暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み会計年度任用職員は含まれていません。

② 職員の基本給，平均月収額及び平均年齢の状況(6年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	49.1 歳	343,278 円	511,483 円
団体平均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円
事業者	歳		円

(注) 1 平均月収額には，期末・勤勉手当等を含みます。
2 類似団体については国において集計中のため，公表され次第記載します。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業	国
1人当たり平均支給額(5年度) 1,593 千円	－
(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階，職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階，職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注)( )内は，暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(6年4月1日現在)

水道事業 (支給率)	自己都合	応募認定・定年	国 (支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)	
(退職時特別昇給	なし)				
1人当たり平均支給額	9,793 千円	0 千円			

(注)1 退職手当の1人当たり平均支給額は，令和5年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には，定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当(6年4月1日現在)

支給実績(5年度決算)	－ 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	－ 円

支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

エ 特殊勤務手当（6年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）		－千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）		－ 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（4年度）		－ %	
手当の種類（手当数）		0種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
－	－	－	－

オ 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	13,228 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	130 千円
支給実績（4年度決算）	10,973 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	107 千円

（注）1 時間外勤務手当には，休日勤務手当を含みます。

（注）2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は，「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員，教育職員等，制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり，短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (1)子1人につき 10,000 円 (2)子以外の扶養親族1人につき 6,500 円 （部長級にあっては，1人につき3,500円） ※満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子は，5,000円加算。	同じ	－	12,903 千円	198,507 円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け，月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 家賃に応じた額（限度額28,000円）	同じ	－	5,515 千円	290,263 円
通勤手当	(1)通勤のため片道2km以上の距離を，交通機関を利用して，その運賃または料金を負担することを常例とする職員に対し，運賃等相当額を支給（限度額55,000円） (2)通勤のため片道2km以上の距離を，自動車等の交通用具を利用することを常例とする職員に対し，通勤距離に応じて支給（限度額31,600円）	同じ	－	7,478 千円	71,219 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として，午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 ・支給額＝1時間あたりの給与額×(25/100)×勤務時間数	同じ	－	0 千円	0 円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に支給 (1)部長職 88,000 円 (2)部次長 74,000 円 (3)課長職 64,000 円 (4)課長補佐職 57,000 円	同じ	－	8,208 千円	820,800 円
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日に在職する職員に支給 (1)世帯主で扶養親族のある職員 25,100 円 (2)世帯主でその他の職員 14,300 円 (3)世帯主でない職員 9,600 円	同じ	－	9,721 千円	90,850 円

(2) 公共下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	(参考) 4年度の総費用に占める職員給与費比率
5年度	千円	千円	千円	%	%
	6,493,998	1,142,726	315,829	4.9	4.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費84，278千円を含みません。

区 分	職員数 A	給与費 給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	一人当たり給与費 B／A	(参考)市町村(政令指定都市を除く)平均一人当たり給与費
5年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	54	214,540	26,139	85,520	326,199	6,041	6,024

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数については，令和6年3月31日現在の人数です。
3 職員数及び給与費については，任期付短時間勤務職員，暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み会計年度任用職員は含まれていません。

② 職員の基本給，平均月収額及び平均年齢の状況(6年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
公共下水道事業	46.6 歳	339,024 円	502,193 円
団体平均	44.5 歳	334,536 円	501,579 円
事業者	歳		円

(注) 1 平均月収額には，期末・勤勉手当等を含みます。
2 類似団体については国において集計中のため，公表され次第記載します。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

公共下水道事業	国
1人当たり平均支給額(5年度) 1,563 千円	―
(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階，職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階，職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注)( )内は，暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(6年4月1日現在)

公共下水道事業			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)	
(退職時特別昇給	なし	)			
1人当たり平均支給額	16,193 千円	0 千円			

(注)1 退職手当の1人当たり平均支給額は，令和5年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には，定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当(6年4月1日現在)

支給実績(5年度決算)	― 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	― 円

支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

エ 特殊勤務手当（6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）	－千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	－ 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）	－ %		
手当の種類（手当数）	0種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
－	－	－	－

オ 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	2,714 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	56 千円
支給実績（4年度決算）	4,279 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	89 千円

（注）1 時間外勤務手当には，休日勤務手当を含みます。

（注）2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は，「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員，教育職員等，制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり，短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (1)子1人につき 10,000 円 (2)子以外の扶養親族1人につき 6,500 円 （部長級にあっては，1人につき3,500円） ※満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子は，5,000円加算。	同じ	―	6,533 千円	210,741 円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け，月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 家賃に応じた額（限度額28,000円）	同じ	―	3,114 千円	259,500 円
通勤手当	(1)通勤のため片道2km以上の距離を，交通機関を利用して，その運賃または料金を負担することを常例とする職員に対し，運賃等相当額を支給（限度額55,000円） (2)通勤のため片道2km以上の距離を，自動車等の交通用具を利用することを常例とする職員に対し，通勤距離に応じて支給 （限度額31,600円）	同じ	―	4,236 千円	83,058 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として，午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 ・支給額＝1時間あたりの給与額×(25/100)×勤務時間数	同じ	―	0 千円	0 円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に支給 (1)部長職 88,000 円 (2)部次長 74,000 円 (3)課長職 64,000 円 (4)課長補佐職 57,000 円	同じ	―	5,016 千円	836,000 円
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日に在職する職員に支給 (1)世帯主で扶養親族のある職員 25,100 円 (2)世帯主でその他の職員 14,300 円 (3)世帯主でない職員 9,600 円	同じ	―	4,525 千円	88,725 円

(3) 交通事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	(参考) 4年度の総費用に占める職員給与費比率
5年度	千円	千円	千円	%	%
	1,461,690	△135,512	584,161	40.0	40.0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費は0千円となっています。

区 分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B／A	(参考)都道府県平均一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	82	290,310	72,136	115,256	477,702	5,826	7,763

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数については，令和6年3月31日現在の人数です。
3 職員数及び給与費については，任期付短時間勤務職員，暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み会計年度任用職員は含まれていません。

② 職員の基本給，平均月収額及び平均年齢の状況(6年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
交通事業	46.2 歳	298,012 円	486,287 円
団体平均	44.4 歳	374,645 円	635,471 円
事業者	歳		円

(注) 1 平均月収額には，期末・勤勉手当等を含みます。
2 類似団体については国において集計中のため，公表され次第記載します。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

交通事業	国
1人当たり平均支給額(5年度) 1,401 千円	－
(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階，職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階，職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注)( )内は，暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(6年4月1日現在)

交通事業			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)	
(退職時特別昇給	なし)				
1人当たり平均支給額	7,181 千円	0 千円			

(注)1 退職手当の1人当たり平均支給額は，令和5年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には，定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当(6年4月1日現在)

支給実績(5年度決算)	－ 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	－ 円

支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

エ 特殊勤務手当（6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）		－千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）		－ 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）		－ %	
手当の種類（手当数）		0種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
－	－	－	－

オ 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	41,554 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	532 千円
支給実績（4年度決算）	39,213 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	490 千円

（注）1 時間外勤務手当には，休日勤務手当を含みます。

（注）2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は，「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員，教育職員等，制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり，短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (1)子1人につき 10,000 円 (2)子以外の扶養親族1人につき 6,500 円 （部長級にあっては，1人につき3,500円） ※満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子は，5,000円加算。	同じ	―	7,900 千円	175,555 円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け，月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 家賃に応じた額（限度額28,000円）	同じ	―	8,100 千円	289,285 円
通勤手当	(1)通勤のため片道2km以上の距離を，交通機関を利用して，その運賃または料金を負担することを常例とする職員に対し，運賃等相当額を支給（限度額55,000円） (2)通勤のため片道2km以上の距離を，自動車等の交通用具を利用することを常例とする職員に対し，通勤距離に応じて支給 （限度額31,600円）	同じ	―	2,769 千円	40,130 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として，午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 ・支給額＝1時間あたりの給与額×(25/100)×勤務時間数	同じ	―	1,184 千円	19,409 円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に支給 (1)部長職 88,000 円 (2)部次長 74,000 円 (3)課長職 64,000 円 (4)課長補佐職 57,000 円	同じ	―	3,480 千円	870,000 円
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日に在職する職員に支給 (1)世帯主で扶養親族のある職員 25,100 円 (2)世帯主でその他の職員 14,300 円 (3)世帯主でない職員 9,600 円	同じ	―	7,148 千円	88,246 円

(4) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	(参考) 4年度の総費用に占める職員給与費比率
5年度	千円	千円	千円	%	%
	22,845,504	1,261,004	8,365,350	36.6	39.0

区 分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B／A	(参考)市町村(政令指定都市を除く)平均一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	1,280	4,677,168	2,057,065	1,631,117	8,365,350	6,535	6,359

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数については，令和6年3月31日現在の人数です。
3 職員数及び給与費については，任期付短時間勤務職員，暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み会計年度任用職員は含まれていません。

② 職員の基本給，平均月収額及び平均年齢の状況(6年4月1日現在)

ア 医師

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
病院事業	38.6 歳	471,808 円	1,057,498 円
団体平均	44.1 歳	469,804 円	1,015,675 円
事業者	歳		円

イ 看護師

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
病院事業	38.5 歳	308,773 円	394,997 円
団体平均	39.4 歳	307,865 円	379,162 円
事業者	歳		円

ウ 事務職員

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
病院事業	38.8 歳	305,246 円	388,937 円
団体平均	42.3 歳	322,065 円	406,828 円
事業者	歳		円

(注)平均月収額には，期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

病院事業	国
1人当たり平均支給額(5年度) 622 千円	―
(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階，職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階，職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注)( )内は，暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(6年4月1日現在)

病院事業			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・勧奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)	
(退職時特別昇給	なし)				
1人当たり平均支給額	860 千円	21,421 千円			

(注)1 退職手当の1人当たり平均支給額は，令和5年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には，定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当(6年4月1日現在)

支給実績(5年度決算)	20 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	20,000 円

支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

(医師に支給 支給率16% 支給対象人数106人)

エ　特殊勤務手当（6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）	557,078　千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	435,217　　円
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）	82.9　　%
手当の種類（手当数）	13種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（5年度決算）	左記職員に対する支給単価
地域医療手当	地域医療に従事する医師職員	函館病院に所属する職員 院長 副院長および医療部長 科長およびセンター長 上記以外 函館恵山病院または函館南茅部病院に所属する職員 病院長 副院長 上記以外	143,967千円	 月額260，000円 月額170，000円 月額110，000円 月額　70，000円 月額450，000円 月額400，000円 月額350，000円
	医師が管理者の定める特別な地域医療業務に従事するとき	医師が管理者の定める特別な地域医療業務に従事するとき		1回につき2，000円
	医師が正規の勤務時間外において緊急を要する診療のため呼び出されたとき	医師が正規の勤務時間外において緊急を要する診療のため呼び出されたとき		1回につき1，000円
医師等派遣手当	他の病院等との間で締結した契約に基づき当該病院等に派遣され，当該病院等の外来患者の診療を行う時間において勤務する職員	医師の診療業務	61,387千円	日額　30，000円 （管理者が定める業務を行う場合にあっては6万円を超えない範囲内で管理者が定める額）
		医師の転院した患者に対する回診業務		日額　8，000円
		医師以外		日額　13，000円 （管理者が定める業務を行う場合にあっては2万4千円を超えない範囲内で管理者が定める額）
緊急診療待機手当	緊急を要する診療のため正規の勤務時間外において待機することを命ぜられた職員		9,934千円	1回当たり1，240円
夜間特殊業務手当	正規の勤務時間による勤務の一部または全部を深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。）において行うもの函館病院，函館恵山病院，または函館南茅部病院の病棟に勤務する看護師もしくは准看護師またはこれらに準ずると認められる職員	深夜の全部 深夜の一部 4H以上 2H以上4H未満 2H未満	182,111千円	1回当たり　6，800円 1回当たり　3，800円 1回当たり　3，400円 1回当たり　2，000円
分娩手当	函館病院に所属する医師または助産師で分娩に係る業務に従事する職員	医師 正規の勤務時間内 通常分娩 異常分娩 正規の勤務時間外 助産師	3,881千円	 1回当たり　5，000円 1回当たり10，000円 1回当たり20，000円 1回当たり　1，500円
臨床研修医等指導手当	医師法に基づく臨床研修医および地域包括型実習学生に対して指導を行う職員	講義 診療行為等の直接指導 研修プログラムの企画立案等（臨床研修責任者） 臨床研修指導医講習会を修了したもの	16,993千円	1回当たり　5，000円 1回当たり　1，000円 勤務1月につき30，000円 勤務1月につき　5，000円
教育指導手当	市立函館病院高等看護学院の学生または他の機関の医療従事者に対して教育または指導を行う職員	市立函館病院高等看護学院の学生に対する講義を行う場合 がん認定薬剤師研修の受講者に対する講義を行う場合	1,690千円	1回当たり　5，000円 1回当たり10，000円
ドクターヘリ業務手当	函館病院，函館恵山病院または函館南茅部病院に所属する医師または看護師	ドクターヘリに搭乗した場合（管理理者が定める日を除く） 管理者が定める日にドクターヘリの業務に従事した場合 医師 看護師	969千円	1回当たり　1，000円 1日当たり40，000円 1日当たり13，000円
診療業務等手当	管理監督職員のうち管理者が定める職員	正規の勤務時間外に診療業務等に従事した場合 医師 医師以外の職員	31,076千円	 勤務1時間当たり　5，000円 勤務1時間当たり　3，200円
診療相談等対応手当	函館病院に所属する医師	管理者が定める日に函館市夜間急病センターからの診療相談等に対応する業務に従事した場合	26千円	1回当たり　2，000円
看護補助業務休日勤務手当	函館病院に所属するフルタイム会計年度任用職員の看護補助者	勤務を要しない日，休日に診療補助業務に従事した場合	3,834千円	1回当たり　2，000円
新型コロナウイルス感染症対策従事手当	函館市病院局に勤務する企業職員	作業に従事した場合新型コロナウィルス感染症から市民の生命および健康を保護するために緊急に行われた措置に係る	18,075千円	1日につき4，000円を超えない範囲内で管理者が別に定める額
医療従事者等処遇改善手当	管理部または函館病院に所属する職員		82,792千円	勤務1月につき12，000円を超えない範囲内で管理者が別に定める額
看護補助者処遇改善手当	函館病院，函館恵山病院または函館南茅部病院に所属する看護補助者（1週間当たりの通常の勤務時間が20時間未満のパートタイム会計年度任用職員を除く。）	看護科長の指示の下に，療養生活上の世話，病室内の環境整備やベッドメーキングのほか，看護用品および消耗品の整理整頓，看護職員が行う書類の整理および作成の代行，診療録の準備等の業務に従事した場合	343千円	（1）函館病院に所属する看護補助者 勤務1月につき3，950円 （2）函館恵山病院に所属する看護補助者 勤務1月につき4，500円 （3）函館南茅部病院に所属する看護補助者 勤務1月につき5，000円

オ　時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	802,958　千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	627　千円
支給実績（4年度決算）	887,279　千円
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	689　千円

（注）1　時間外勤務手当には，休日勤務手当を含みます。

（注）2　職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は，「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員，教育職員等，制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除きます。）であり，短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (1)子1人につき 10,000 円 (2)子以外の扶養親族1人につき 6,500 円 （部長級にあっては，1人につき3,500円） ※満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子は，5,000円加算。	同じ	－	87,060 千円	216,803 円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け，月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 家賃に応じた額（限度額28,000円）	同じ	－	78,557 千円	276,799 円
初任給調整手当	医師職給料表の適用を受ける職員のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職に採用された職員に対し，月額310,000円を限度として支給	同じ	－	199,093 千円	1,743,563 円
通勤手当	(1)通勤のため片道2km以上の距離を，交通機関を利用して，その運賃または料金を負担することを常例とする職員に対し，運賃等相当額を支給（限度額55,000円） (2)通勤のため片道2km以上の距離を，自動車等の交通用具を利用することを常例とする職員に対し，通勤距離に応じて支給（限度額31,600円）	同じ	－	46,492 千円	51,235 円
単身赴任手当	人事異動に伴い転居し，やむを得ない事情により配偶者と別居し，単身で生活する職員に対し，30,000円＋交通距離に応じた加算額（限度額70,000円）を支給	同じ	－	0 千円	0 円
宿日直手当	(1)宿直勤務または日直勤務を命ぜられた職員に支給（(2)～(5)の場合を除く） 4,400 円 (2)(3)に掲げる医師以外の医師職員で宿直勤務または日直勤務を命ぜられた職員に支給 24,000 円 （管理者が定める業務を行う場合にあっては6万2千円を超えない範囲内で管理者が定める額） (3)市の区域外の病院または診療所との間で締結した契約に基づき当該病院または診療所に派遣される医師職員に支給 20,000 円 (4)函館病院に所属する看護師で宿直勤務または日直勤務を命ぜられた職員に支給 13,400 円 (5)函館病院に所属する医師以外の職員で，市の区域以外の病院または診療所との間で締結した契約に基づき当該病院または診療所に派遣され，宿直勤務または日直勤務を命ぜられた職員に支給 4,400 円 （管理者が定める業務を行う場合にあっては2万4千円を超えない範囲内で管理者が定める額）	異なる	(一般行政職) (2)～(5)なし	135,341 千円	606,079 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として，午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 ・支給額＝1時間あたりの給与額×(25/100)×勤務時間数	同じ	－	86,270 千円	151,783 円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に支給 (1)部長職 88,000 円 (2)部次長 74,000 円 (3)課長職 64,000 円 (4)課長補佐職 57,000 円	同じ	－	71,183 千円	1,014,197 円
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日に在職する職員に支給 (1)世帯主で扶養親族のある職員 25,100 円 (2)世帯主でその他の職員 14,300 円 (3)世帯主でない職員 9,600 円	同じ	－	75,960 千円	76,499 円